

中核市移行に関する基本方針

平成 30 年 12 月

一 宮 市

目 次

1	はじめに	1
2	中核市制度の概要	2
	(1) 中核市とは	
	(2) 全国の中核市一覧	
	(3) 中核市に移譲される事務の概要	
	(4) 中核市指定の手続き	
3	中核市移行の目的	6
	(1) 市民福祉の向上	
	(2) 自立したまちづくり	
	(3) 魅力あるまちづくり	
4	中核市移行の効果	7
	(1) 市民サービスの充実	
	(2) 行政サービスの迅速化	
	(3) 総合的な保健衛生サービスの提供	
	(4) 特色あるまちづくりの推進	
	(5) 都市としてのイメージアップ	
5	課題と今後の取組み	9
	(1) 移譲事務の精査	
	(2) 市保健所の設置	
	(3) 経費と財源の精査	
	(4) 組織・職員体制	
	(5) 条例の整備及び審議会等の設置	
	(6) 市民への周知	
6	中核市移行の推進体制	11
	(1) 県との協議、調整	
	(2) 庁内の推進体制	
7	中核市移行までのスケジュール	12
	(1) これまでの経過	
	(2) 今後の予定（見込み）	

1 はじめに

地方分権改革の中、住民に最も身近な基礎自治体が主体的かつ総合的に行政運営を担うため、一宮市では、平成 14 年 4 月の特例市への移行をはじめ、愛知県（以下、「県」とします。）から事務権限の積極的な移譲を受け、住民サービスの向上を図ってきました。

また、平成 17 年 4 月の 2 市 1 町の合併を機に、一宮市の一層の発展を目指し、中核市への移行を一度検討しました。その際には、中核市移行に伴う財政負担の増大や国の財政支援措置等を分析し、「今後の交付税改革の推移を見守りながら、合併による財政的なメリットを最大限に受けるため、特例措置の終わる平成 27 年度以後を移行時期として今後も検討すべき」という結論を出しました。

合併から 13 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取りまく環境は大きく変化しています。こうした社会構造の変化や地域の課題に対応するためには、きめ細やかな行政サービスの提供と自立したまちづくりの展開が求められています。また、一宮市議会は、平成 29 年 6 月に中核市調査検討協議会を設置し、移譲される事務や財政的な影響などの課題について議論・検討を重ねて、「市制施行 100 周年となる西暦 2021 年を目標として中核市に移行すべき」との結論をまとめ、同年 12 月に市長へ提言しました。

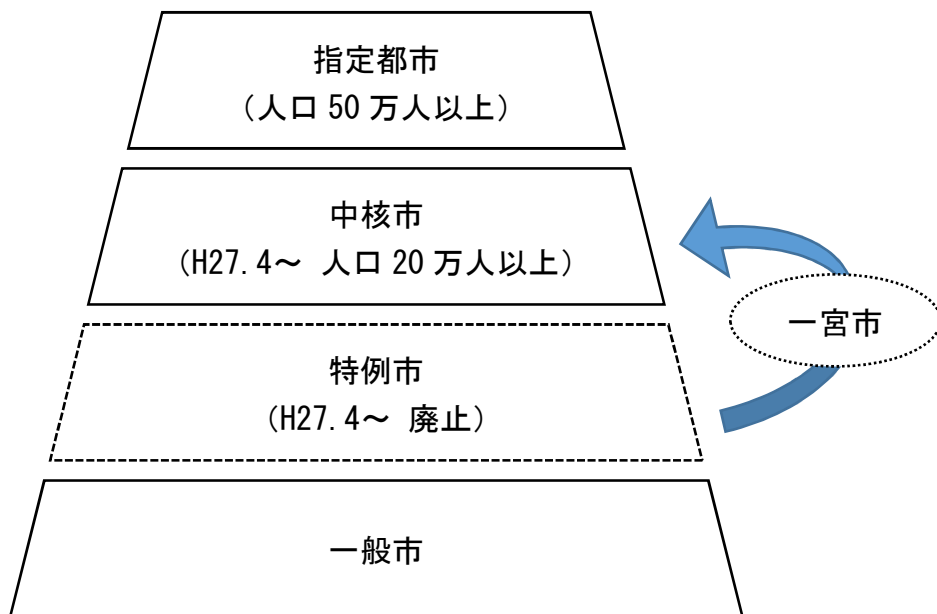
一宮市は、これらの状況を踏まえ、今後、ますます多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、中核市への移行を目指すこととしました。

この「中核市移行に関する基本方針」は、当市が中核市への移行を円滑に進めるため、中核市制度の概要、移行の効果や課題、今後の取組等について、基本的な事項をまとめたものです。今後はこの方針をもとに、中核市移行に向けた取組みを進めていきます。

2 中核市制度の概要

(1) 中核市とは

中核市は、都市の人口規模によって定められた、大都市制度の一つです。指定都市に次ぐ、規模や能力が比較的大きな都市に、都道府県の事務権限の一部を移すことで、できる限り住民の身近なところで行政サービスを提供できるようにすることを目的に、平成 7 年に中核市制度が創設されました。



- ※ 中核市の指定要件は、平成 26 年 5 月の地方自治法の一部改正により、平成 27 年 4 月 1 日から「人口 30 万人以上」から「人口 20 万人以上」に緩和されました。
- ※ 中核市の指定要件の緩和と同時に、特例市制度が廃止となり、特例市であった市は、「施行時特例市」と呼ばれる一般市となりました。ただし、従前の特例市の事務権限は引き続き保持しています。

(2) 全国の中核市一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在、全国 1,718 の市町村のうち、中核市は 54 市と
なっています。県内では豊田市、豊橋市、岡崎市が中核市に指定されてい
ます。

中核市移行年月日	自治体名
平成 8 年 4 月 1 日	宇都宮市、金沢市、岐阜市、姫路市、鹿児島市
平成 9 年 4 月 1 日	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市
平成 10 年 4 月 1 日	豊田市、福山市、高知市、宮崎市
平成 11 年 4 月 1 日	いわき市、長野市、豊橋市、高松市
平成 12 年 4 月 1 日	旭川市、松山市
平成 13 年 4 月 1 日	横須賀市
平成 14 年 4 月 1 日	奈良市、倉敷市
平成 15 年 4 月 1 日	川越市、船橋市、岡崎市、高槻市
平成 17 年 4 月 1 日	富山市、東大阪市
平成 17 年 10 月 1 日	函館市、下関市
平成 18 年 10 月 1 日	青森市
平成 20 年 4 月 1 日	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成 21 年 4 月 1 日	前橋市、大津市、尼崎市
平成 23 年 4 月 1 日	高崎市
平成 24 年 4 月 1 日	豊中市
平成 25 年 4 月 1 日	那覇市
平成 26 年 4 月 1 日	枚方市
平成 27 年 4 月 1 日	八王子市、越谷市
平成 28 年 4 月 1 日	呉市、佐世保市
平成 29 年 1 月 1 日	八戸市
平成 30 年 4 月 1 日	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、 松江市

【中核市への移行を検討している市：11 市】

山形市、水戸市、茅ヶ崎市、福井市、甲府市、松本市、一宮市、四日市
市、吹田市、寝屋川市、徳島市

(全国施行時特例市市長会調査より)

(3) 中核市に移譲される事務の概要

中核市への移行により移譲される事務には、法定移譲事務と任意移譲事務があり、福祉、保健衛生、環境、都市計画、教育文化の各分野での法定移譲事務は、以下の表のとおり現段階で 1,740 の事務数となっています。さらに、今後県との協議が必要な県単独事務などの任意移譲事務を合わせて、2,000 を超える事務が移譲されると見込んでいます。このうち保健衛生分野については、市保健所の設置が必要であるなど、大きなウエイトを占めています。

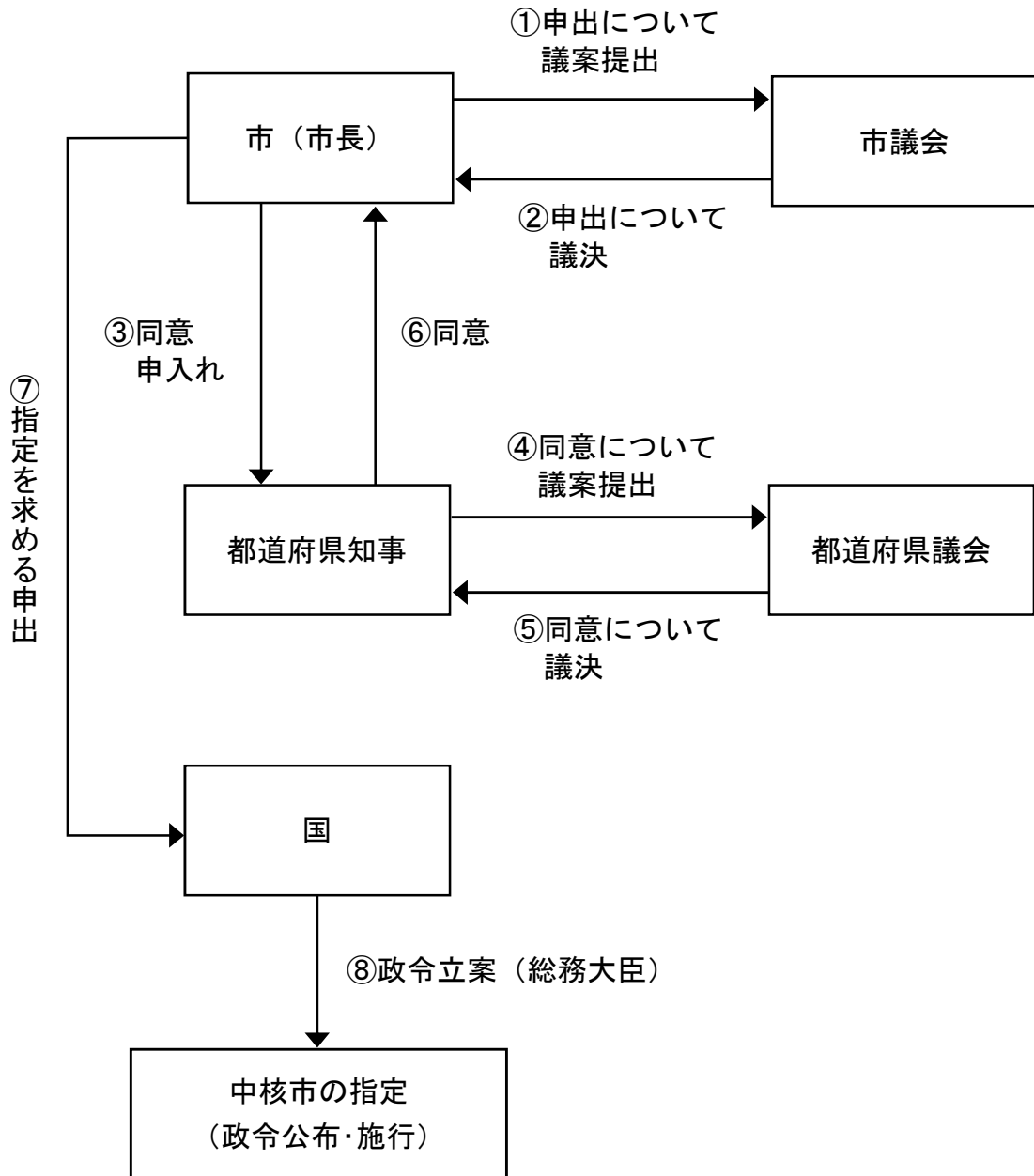
分 野	主な事務	想定事務数※
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・ 介護保険及び障害者福祉サービス事業者の指定 ・ 身体障害者手帳の交付 ・ 民生委員の定数の決定、研修・指導 	526
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・ 感染症の予防及びまん延防止対策 ・ 飲食店営業等の許可 ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の経営許可 ・ 薬局の開設許可 ・ 診療所等の開設届の受理 ・ 動物愛護、狂犬病予防対策 	788
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令 ・ ばい煙発生施設の設置の届出の受理 ・ 浄化槽の設置等の届出受理 	278
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の条例による設置制限 ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	124
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員の研修 ・ 重要文化財に関する現状変更等の許可 	24
合 計		(法定移譲事務) 1,740

※ 事務数は法定移譲事務の条項から想定した数値で、実際の移譲事務数とは異なる場合があります。

※ 法定移譲事務のほかに、今後県と協議のうえ、移譲が決まる任意移譲事務があります。

(4) 中核市指定の手続き

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、県知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



(総務省ホームページより)

3 中核市移行の目的

地方分権の推進、人口減少や少子高齢化などの課題への対応や、安心して住みやすいまちを実現していくためには、市の事務権限を拡大し、これまで以上に自主性、自立性を強化していく必要があります。

今後、ますます多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくため、中核市への移行を目指します。

中核市への移行は、本市がさらに発展・成長していくための大きなチャンス、ステップとして位置づけ、以下の目的を設定して移行に取り組んでいきます。

(1) 市民福祉の向上

基礎自治体として事務権限を拡充し、自らの判断と責任のもと、より身近なところでより多くの行政サービスを担うことにより、市民福祉の一層の向上を図ります。

(2) 自立したまちづくり

地域の実情を踏まえた市独自の基準を設定するなど工夫を凝らし、自主性と自立性を備えたまちづくりを進めます。

(3) 魅力あるまちづくり

尾張地方の拠点都市として存在感を高め、当市のイメージアップを図るとともに、都市としての活力を高め、多くの方から選ばれる魅力あるまちづくりを進めます。

4 中核市移行の効果

(1) 市民サービスの充実

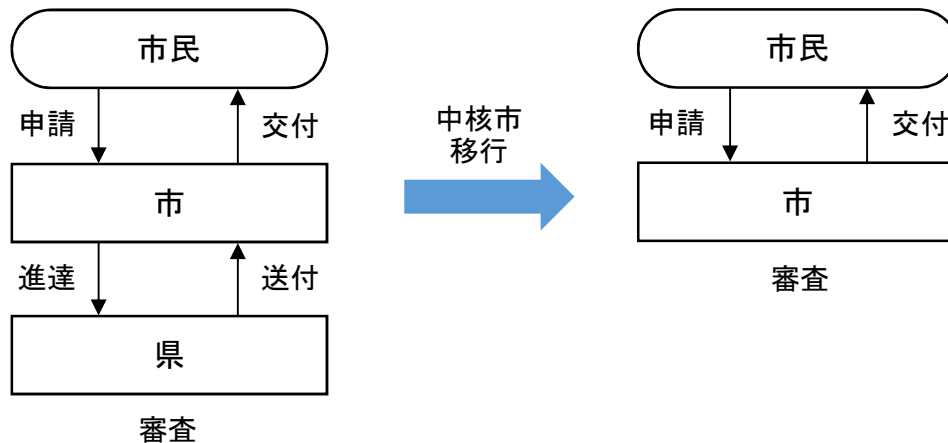
市民生活に密着した多くのサービスを、市民にとって最も身近な市が行うことによって、より柔軟できめ細かな市民サービスの提供が可能となります。

例えば、保育所、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者等の許認可を、より地域の実情に詳しい市が行うことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができます。

(2) 行政サービスの迅速化

これまで市の窓口で申請を受け付け、県が審査、決定を行っていた事務を、市が一括して行うことにより、事務処理のスピードアップを図ることができます。

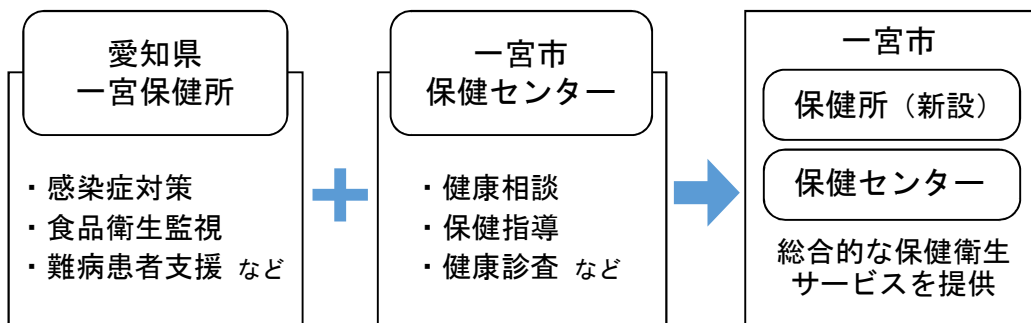
例えば、身体障害者手帳の交付事務においては、先行市では、申請から交付までの処理期間が 1 か月程度かかっていたものが、2 週間程度に短縮されています。



(3) 総合的な保健衛生サービスの提供

保健所業務が県から移譲されることにより、市で行っている健康相談、保健指導、健康診査等のサービスと、保健所の専門的な機能を一本化することができますので、より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供が可能となります。

例えば、これまで県保健所で行っていた感染症対策や食品安全対策等の事務を市が直接行うことにより、市民の皆さんの健康づくりや安全・安心な市民生活の確保などを一体的に推進することができます。



(4) 特色あるまちづくりの推進

これまで県が行っていた事務について、地域の実情を踏まえ、市独自の基準を設定することが可能になります。

例えば、廃棄物処理に関する許可、小・中学校教職員研修や文化財保護等、様々な分野にわたって市の地域特性を活かした特色あるまちづくりを展開できるようになります。

(5) 都市としてのイメージアップ

指定都市に次ぐ位置付けとなるため、尾張地方の拠点都市として知名度、存在感がより一層高まり、観光面の誘客や企業誘致等の経済活動における活性化とともに、市民の皆様が地域への愛着や誇りを持っていただける効果が期待できます。

5 課題と今後の取組み

(1) 移譲事務の精査

中核市移行に伴い、県から新たに移譲される事務は、法定移譲事務と任意移譲事務の 2 種類に分類されます。

法定移譲事務については、法律や政令等により、中核市の権限として定められているものであり、中核市移行により必然的に移譲される事務となっています。

一方で、任意移譲事務については、県が権限を持つ事務のうち、法定移譲事務との関連があり、市に移譲した方がより効果的であると考えられるものとして、県と一宮市で協議、調整のうえ、移譲が決定される事務となっています。このため、任意移譲事務については、県とより綿密に協議を行っていきます。

(2) 市保健所の設置

中核市は、地域保健法により保健所を設置することが定められており、一宮市域に関する保健所関係の事務が県から移譲されることとなります。

保健所は保健衛生分野の中心となる機関であり、専門性の高い事務権限が市に移譲されるため、円滑な業務遂行ができるよう専門職員の確保や研修体制の強化に努めます。

現在、一宮市には、県が設置している「一宮保健所」があり、一宮市と稲沢市の 2 市を管轄エリアとしています。このため、一宮市の保健所設置のあり方については、今後、県から示される移譲事務量や移譲事務内容を精査したうえで、ハード・ソフト両面からの視点を加えながら、効率的・効果的に施策を実施できるよう、県と十分な調整のもとに検討を進めていきます。

(3) 経費と財源の精査

中核市への移行による移譲事務の増加に伴い、事務処理に必要な職員の人件費や事務処理経費等が増加します。その経費については、普通交付税の増額により、経常的な経費は賄うことができるものと見込んでいます。

しかしながら、移行に伴い施設の整備や器機の購入が必要となる場合など、事務の内容によっては普通交付税の増加分を上回る負担が生じることも予想されるため、財源確保の見通しを踏まえたうえで、歳入（収入）と歳出（経費）の見込額を慎重に精査していきます。

(4) 組織・職員体制

中核市移行後の組織・職員体制については、効率的に事務を執行できる組織体制とすることを基本に、新たに担う行政サービスを円滑に実施できるよう、移譲事務の業務量を精査する中で、必要な組織体制及び職員数を検討していきます。

また、中核市の事務の中には、保健所業務をはじめとして専門の資格や知識を必要とするものもありますので、県からの協力を得ながら、専門職員の確保及び職員の育成を計画的に行っていきます。

(5) 条例の整備及び審議会等の設置

中核市への移行に伴い新たな事務を実施するにあたり、基準や手続きなど必要な事項を定める条例や規則等を整備する必要があります。

また、附属機関として有識者などで構成される審議会や協議会の設置について、必要となる機能を考慮しつつ、効率的かつ効果的な設置と運営について検討していきます。

(6) 市民への周知

中核市への移行を円滑に進めるためには、その目的や効果、課題を市民の皆様に分かりやすく伝え、市民の皆様の理解を深めていく必要があります。

多くの方々に中核市制度の概要や移行の意義を知っていただけるよう、広報やウェブサイト等、様々な機会や媒体を活用して、中核市制度や移譲事務の概要などの情報を発信し、市民の皆様への周知に努めていきます。

6 中核市移行の推進体制

(1) 県との協議、調整

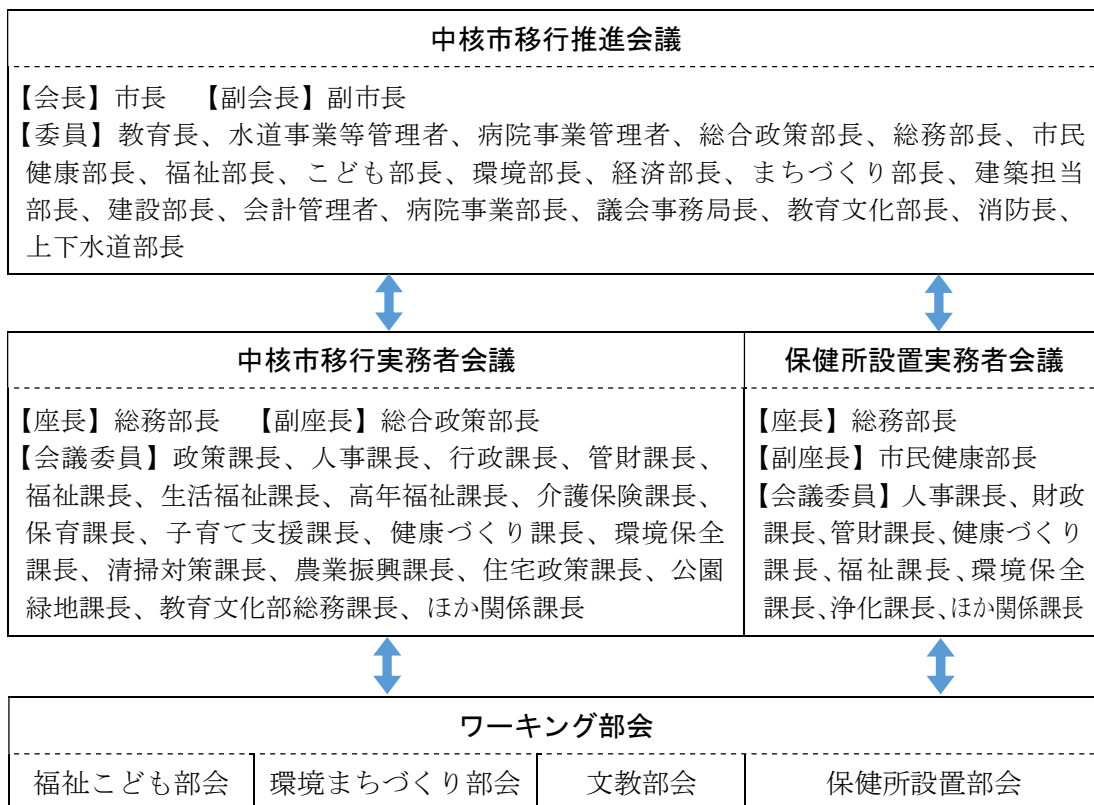
中核市移行に向けた県と一宮市との協議の場として、平成30年6月に「中核市に係る県・市連絡会議」を設置しました。

中核市に移譲される事務について、市民サービスの向上と効率的な事務執行に留意しながら、県と十分に調整を行い、円滑な移行に向け準備を進めていきます。

(2) 庁内の推進体制

中核市への円滑な移行を図るため、平成30年6月に、市長を会長とする「中核市移行推進会議」を設置しました。その下に「中核市移行実務者会議」と「保健所設置実務者会議」の2つの実務者会議を設置し、さらにその下に各分野からなる「ワーキング部会」を設置し、全庁を挙げて検討を進めていきます。今後はそのワーキング部会を中心として、各移譲事務の具体的な内容について精査・検討を行っていきます。

【中核市移行推進体制のイメージ図】



7 中核市移行までのスケジュール

(1) これまでの経過

年月日	内容
平成 29 年 12 月 21 日	市議会議長から市長へ中核市移行を提言
平成 30 年 2 月 27 日	市議会 3 月定例会にて市長が中核市移行を表明
4 月 1 日	総務部行政課内に中核市移行準備室を設置
6 月 1 日	市長から県知事へ中核市移行に向けての協力を要請
6 月 7 日	中核市移行推進会議を設置
6 月 26 日	県・市連絡会議を設置
7 月 13 日	第 1 回県・市連絡会議開催
8 月 23 日	県・市による保健所設置に関する協議
11 月 1 日	獣医師・薬剤師の採用募集
11 月 13 日	県・市による保健師研修に関する協議

(2) 今後の予定（見込み）

年度	月	内容
2018 年度	通年	県との移譲事務に関する協議・調整
	12 月	中核市移行に関する基本方針の策定、公表
2019 年度	4 月	県との人事交流、研修を開始
	10～11 月	中核市移行計画の作成、パブリックコメント、策定
	1 月	総務省・厚生労働省によるヒアリング
	3 月	市議会へ中核市指定の申出議案提出
2020 年度	4 月	県知事へ中核市指定の同意を申入れ
	6 月	県知事が県議会に中核市指定の同意議案提出
	7 月	県知事が一宮市へ中核市指定の同意
	8 月	総務大臣へ中核市指定を求める申出
	10 月	中核市指定の閣議決定、政令公布
	12 月	市議会へ関係条例案の議案提出
	3 月	県・市による事務引継書の締結
2021 年度	4 月	中核市へ移行

※ 今後の予定（見込み）は、国や県との調整等により、時期が変更になる可能性があります。

発行 一宮市総務部行政課中核市移行準備室

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL 0586-85-7003 (直通)

<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>